

沖縄県個人情報保護審査会答申第 44 号 概要

①件名	「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法）の施行に伴う個人情報保護制度の見直し」に係る沖縄県個人情報保護条例の改正について
②実施機関	沖縄県知事（総務部総務私学課）
③諮問理由	沖縄県個人情報保護条例（平成 17 年沖縄県条例第 2 号）第 53 条第 2 項の規定に該当
④諮問年月日	平成 27 年 6 月 12 日
⑤答申年月日	平成 27 年 8 月 11 日
⑫答申内容	<p>○ 審査会の結論 地方公共団体が保有する特定個人情報については、番号法第 31 条で、地方公共団体に対し、番号法の趣旨を踏まえた適正な取扱いを確保するための必要な措置を講じなければならない旨を規定されている。 本審査会で、沖縄県個人情報保護条例の改正概要案について審査したところ、沖縄県が保有する予定の特定個人情報について必要な措置が講じられており、適切であると認められる。</p> <p>○ 審査会の判断理由（概要）</p> <p>(1) 個人情報の定義について 番号法で新たに定義された「特定個人情報」や「情報提供等記録」等の用語の定義について記載されており、適切である。</p> <p>(2) 番号法第 31 条に基づく必要な措置について 特定個人情報の利用等の規定について、番号法第 29 条、第 30 条の規定を踏まえて記載されており、適切である。</p> <p>(3) オンライン結合の規定について 特定個人情報を適切に活用するため、情報提供ネットワークシステムを使用した情報提供が可能となるよう、特定個人情報については、オンライン結合の禁止対象から除外する予定であり、適切である。</p>